

～ 公共工事金融保証 ～
ゼロ債金融保証のご案内

ゼロ債工事の
資金調達を応援します。



平成25年3月



東日本建設業保証株式会社

建設企業の皆様へ

平素は当社保証事業をご利用いただき、誠にありがとうございます。

ご高承のとおり、国の平成24年度補正予算が2月26日に成立いたしました。今回の補正予算は、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方のもと、平成25年度予算と合わせ、切れ目のない経済対策の実行により「強い経済」を取戻すための取組みと位置付けられています。

しかしながら、本補正予算には、本年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの本年度内において発注者から前払金の支出がない、いわゆる「ゼロ国債工事」等が見込まれています。建設企業の皆様におかれましては、年度末の資金需要が増大するなかであって、工事の着手に係る資金確保に関心をもたれていることと存じます。

そこで、当社では、ゼロ国債工事、ゼロ県債工事等を受注された建設企業の皆様を対象に、当該工事着工に要する資金の貸付を金融機関から受けられる際の債務保証（公共工事金融保証）を行うことといたしました。

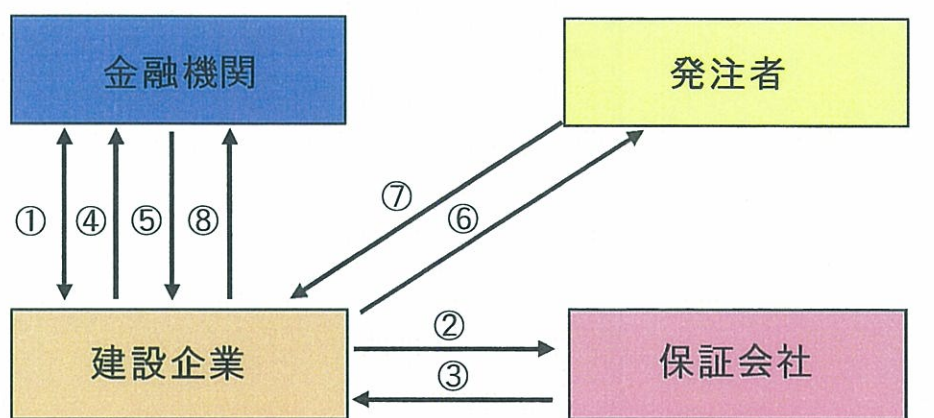
1. 公共工事金融保証とは

建設企業の皆様が受注した公共工事の施工（着工）に必要な資金について、金融機関から融資を受ける場合、当社がその債務を保証するものです。

2. 今回対象となる公共工事

平成24年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に前払金等の支出を伴わない工事が対象となります。

【公共工事金融保証の手続きの流れ】



- | | | |
|---|----------------|---------------|
| ① | 保証付き融資申込及び貸付承諾 | (建設企業⇔融資金融機関) |
| ② | 金融保証申込み | (建設企業→保証会社) |
| ③ | 金融保証証書発行 | (保証会社→建設企業) |
| ④ | 金融保証証書寄託 | (建設企業→融資金融機関) |
| ⑤ | 融資実行及び借入金預託 | (融資金融機関→建設企業) |
| ⑥ | 前払金請求 | (建設企業→発注者) |
| ⑦ | 前払金支出 | (発注者→建設企業) |
| ⑧ | 借入金償還 | (建設企業→融資金融機関) |

3. 保証の範囲

当該公共工事について、平成25年度に支出予定の前払金相当額を限度とします。

4. お申込みの前に

金融保証のご利用にあたり、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 平成25年度に前払金の支出が予定されている工事であること。
(前払金の請求予定日及び支出予定日等を確認させていただきます。)
(前払金が支出されることを発注者にご確認いただくことをお勧めします。)
- ② 低入札価格調査等の対象となった者と契約した工事でないこと。
- ③ 当該公共工事の着工に必要な資金の融資について、別に定める金融機関*から(当社の金融保証を条件として)貸付の承諾が得られること。

※「別に定める金融機関」とは、当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関となります。
詳しくは、当社営業部・各支店までお問い合わせください。

(注) 本制度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当社の審査があり、お客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 保証手続き

(1) 保証申込書類

- ① 保証申込書・貸付承諾書
- ② 請負契約書(写)
- ③ 借入金用途内訳明細書
- ④ 支払先が確認できる書類(請求書、注文請書等)
- ⑤ その他当社が求める書類

※ なお、保証申込書等、当社に提出された書類に事実と異なる記載があると当社が認めた場合には、保証をお断りすることがあります。

(2) 借入金の預託

借入金は、金融保証専用の普通預金口座に入金されます。

(3) 保証料率

保証料率＝日歩3厘(＝年利換算1.095% ※年365日として換算した場合)

保証料＝(借入金額×貸付実行日から償還日までの日数×0.00003)

ただし、保証契約の際には保証契約日から保証期限までの日数で算出した額を受け取り、借入金の償還後清算いたします。

(4) 貸付利率(借入金に要する金利)

金融機関所定の利率となります。

(5) 借入金の償還方法など

金融保証の締結にあたり、金融機関への借入金の償還方法、償還計画等について確認させていただきます。(確認資料をご用意いただくことがあります。)

(6) その他

ゼロ債金融保証をご利用になられた工事も「地域建設業経営強化融資制度」のご利用が可能です(同制度を導入している発注者の工事に限ります)。

「地域建設業経営強化融資制度」につきましても、当社営業部・各支店までお問い合わせください。

□□□□□□□□□ □□□□□□□□□ □□□□□□□□□

営業部・支店一覧

営業部	〒104-0032 中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館2F	TEL 03-3551-9511 FAX 0120-027-036
新宿支店	〒163-0634 新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル34F	TEL 03-3340-2451 FAX 0120-027-158
青森支店	〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	TEL 017-722-7262 FAX 0120-027-208
岩手支店	〒020-0873 盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	TEL 019-624-4480 FAX 0120-027-216
宮城支店	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	TEL 022-262-8531 FAX 0120-027-226
秋田支店	〒010-0951 秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設業会館 別館	TEL 018-863-1000 FAX 0120-027-623
山形支店	〒990-0024 山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	TEL 023-622-6625 FAX 0120-027-246
福島支店	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	TEL 024-523-2356 FAX 0120-027-256
茨城支店	〒310-0062 水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	TEL 029-221-3800 FAX 0120-027-306
栃木支店	〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	TEL 028-639-2388 FAX 0120-027-316
群馬支店	〒371-0846 前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館2F	TEL 027-252-1661 FAX 0120-027-326
埼玉支店	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F	TEL 048-861-8885 FAX 0120-027-336
千葉支店	〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F	TEL 043-241-6101 FAX 0120-027-346
神奈川支店	〒231-8463 横浜市中区尾上町1丁目6番地 住友生命横浜関内ビル2F	TEL 045-662-8203 FAX 0120-027-356
山梨支店	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	TEL 055-237-8182 FAX 0120-027-366
長野支店	〒380-8537 長野市南石堂町1230番地の6 長建ビル4F	TEL 026-226-7520 FAX 0120-027-376
新潟支店	〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	TEL 025-285-7151 FAX 0120-027-386
富山支店	〒930-0094 富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	TEL 076-441-4356 FAX 0120-027-406
石川支店	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	TEL 076-242-1231 FAX 0120-027-416
福井支店	〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	TEL 0776-21-8686 FAX 0120-027-428
静岡支店	〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号 サウスポット静岡15F	TEL 054-202-2484 FAX 0120-027-506
愛知支店	〒461-0008 名古屋市東区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	TEL 052-962-3461 FAX 0120-027-516
岐阜支店	〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	TEL 058-273-2543 FAX 0120-027-526
三重支店	〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	TEL 059-226-4880 FAX 0120-027-536

* 制度に関するお問い合わせは、当社営業部・各支店までご連絡ください。

 東日本建設業保証株式会社